

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成19年2月1日(2007.2.1)

【公開番号】特開2005-158677(P2005-158677A)

【公開日】平成17年6月16日(2005.6.16)

【年通号数】公開・登録公報2005-023

【出願番号】特願2004-109764(P2004-109764)

【国際特許分類】

H 01 R 9/03 (2006.01)

H 01 R 24/00 (2006.01)

【F I】

H 01 R 9/03 Z

H 01 R 23/02 E

【手続補正書】

【提出日】平成18年12月7日(2006.12.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

絶縁ハウジング内に複数のケーブルを伴うターミナルを並列に配置し、リテーナでそれを固定することにより構成したケーブルコネクタにおいて、

前記各ターミナルは、板材から構成され、一面に相手コネクタのターミナルが接触する接点部を、他面にケーブルの芯線を接続する結線部を具備するとともに、その先端に折り曲げ部を具備し、

前記絶縁ハウジングは、相手コネクタに挿入されるプラグ部と、その後方の本体部からなり、

さらに前記プラグ部は、前記ターミナルの接点部、結線部および折り曲げ部を該ターミナルに接続されるケーブルの芯線とともに収容するとともに、ターミナルのその一面に設けられ装着されたターミナルの接点部位を外部に露出させる接点露出窓と、装着されたターミナルを各々の先端部近傍において係止し、その変位を阻止する係止部とを具備し、

前記本体部は、リテーナ受容開口及びターミナル受容開口を有することを特徴とするケーブルコネクタ。

【請求項2】

前記絶縁ハウジングの各々の係止部は、係止溝により構成され、その内部に前記各ターミナルの折り曲げ部に連続して設けられた係止片が嵌入することにより各ターミナルを係止することを特徴とする請求項1に記載のケーブルコネクタ。

【請求項3】

前記リテーナは、絶縁ハウジング側に複数の突起部を具備し、当該各突起部が前記各ターミナルに設けられた凹部に嵌入することにより、各ターミナルが保持されることを特徴とする請求項1又は2に記載のケーブルコネクタ。

【請求項4】

前記各ターミナルは、接点部として使用する板材の一面に貴金属めっき膜を、そして、半田結線部として使用する他面に半田と親和性の高い材料からなるめっき膜を施したものに対し、後工程としてプレス成形を施すことにより形成されることを特徴とする請求項1乃至3のいずれかに記載のケーブルコネクタ。

【請求項 5】

前記各ターミナルは、プレス成形によりキャリアとともに連続的に形成されるとともに、当該キャリアとターミナル本体の間にノッチを有することにより、絶縁ハウジング挿入後にキャリアが切除されることを特徴とする請求項1に記載のコネクタ。

【請求項 6】

絶縁ハウジング内に複数のケーブルを伴うターミナルを並列に配置し、リテーナでそれを固定することにより構成したケーブルコネクタの製造方法であって、

順に板材の一面に貴金属めっきを、他面に半田と親和性の高い材料によるめっきを施す工程と、

前記板材にプレス成形により、前記一面を相手コネクタのターミナルが接触する接点部として、前記他面にケーブルの芯線を接続する結線部として形成しつつ、その先端に折り曲げ加工を施し、その後端部にキャリアを伴う一連のターミナルを連続的に形成する工程と、

前記により形成されたキャリアを伴う一連のターミナルを、製造するケーブルコネクタの極数に合わせて切断し、半田とともにケーブルの芯線を接続する工程と、

前記により得られたケーブルとキャリアを伴い極数に合わせて切断されたターミナルを前記絶縁ハウジング内に挿入する工程と、

前記絶縁ハウジング中の極数に合わせて切断されたターミナルからキャリアを切除する工程とを含むことを特徴とするケーブルコネクタの製造方法。